公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかる契約の締結は、当該業務に係る平成27年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成27年1月6日

世田谷区

1 業務概要

(1)件 名

世田谷区玉川総合支所庁舎・区民会館改築工事基本設計及び実施設計等業務委託

(2)業務内容

本業務は、世田谷区玉川総合支所庁舎・区民会館改築工事基本設計及び実施設計等に係わる業務を委託するものである。

世田谷区玉川総合支所庁舎・区民会館改築基本構想に基づき、調査業務の上、基本設計及び実施設計図書等を作成する。

本件委託業務は、耐震安全性の確保のための免震・耐震構造の検討や別途に実施するVEへの協力業務、改築に伴う仮庁舎の実施設計業務を含む。

また、区民サービスの向上や職務環境の向上のために適正なエリア別面積の算定や 効率的な部門配置の調査分析及び、これらを踏まえた基本オフィスレイアウト設計に ついても専門的な見地での作業を含むものとする。

(3)履行期間

契約日から平成29年2月28日まで(予定)

基本設計業務期限:平成27年9月30日まで

VE期限:平成27年12月25日まで(平成27年10月から12月の3ヶ月間)

仮庁舎実施設計期限:平成28年2月29日まで

2 参加資格

参加表明書の提出日を基準日として、以下の全ての項目に該当すること。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。
- (2)世田谷区の競争入札参加資格を有していること。
- (3)世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4)東京電子自治体共同運営サービスの共同運営格付において、建築設計格付(順位) が1位から100位以内の一級建築士事務所であること。
- (5) 平成 10 年度以降に官公庁の行政事務所庁舎(延べ床 5,000 ㎡以上) 健康診断等の施設(衛生施設) 舞台やホールを有する集会施設、これら全ての新築または全面的な改築に関わる設計業務に主体的に携わった事業者であること。
- (6) 平成 10 年度以降に免震構造の官公庁の行政事務所庁舎(延べ床 5,000 ㎡以上)の新築・改築の設計業務に主体的に携わった事業者であること。

- 3 1次提案書の提出者を選定するための基準 本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。
- 4 2次提案書の提出者を選定するための評価基準(1次審査)
 - (1)世田谷区の公共施設における様々なニーズに対応できる組織体制と実績ア 共同運営格付と実績
 - イ 執行体制(本設計担当者の実績等)
 - (2)公共施設建築に対する考え方

以下の各項目について、これまでの取組みや考え方等を示すこと。

- ア 今後の公共施設建築に対する考え方について
- イ 建築コスト管理について
- ウ 災害対策と建物の機能確保について
- エ ユニバーサルデザインの推進について
- オ 環境共生の推進について(省エネ・創エネなど)
- カ まちの賑わいの創出について
- 5 2次提案書を特定するための評価基準(2次審査)

基本構想の基本理念や基本方針の実現を可能とする設計手法の提案や考え方のほか、 事業者としての特色、独自性等

提案内容については、関係法令等に準拠していることを前提条件とする。

- 6 手続き等
 - (1)担当部課

〒158-8503 東京都世田谷区等々力三丁目4番1号

世田谷区玉川総合支所地域施設整備担当課

電話 03-3702-2153 ファクシミリ番号 03-3702-0942

(2)1次提案要求説明書の交付期間、交付場所及び方法

期間 平成 27年1月6日(火)から平成27年1月20日(火)まで

場所 区ホームページにて公開及び上記(1)に同じ。

方法 区のホームページからのダウンロードまたは上記(1)の窓口で配付 窓口の場合、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

ホームページ掲載箇所: <u>トップページ</u> > <u>くらしのガイド</u> > <u>区政情報</u> > <u>世田谷区に</u> ついて > 総合支所・出張所・まちづくりセンター > 総合支所 > 玉川総合支所

(3)参加表明書の提出期間、提出場所及び方法

期間 平成 27 年 1 月 6 日 (火) から平成 27 年 1 月 20 日(火)

土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

場所 上記(1)に同じ。

方法 持参または郵送(締切日必着)

郵送は、書留郵便に限り、到着については必ず上記(1)へ電話で確認すること。

(4)1次提案書の提出期間、提出場所及び方法

期間 平成 27 年 2 月 2 日(月)から平成 27 年 2 月 6 日(金)まで 午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く)

場所 上記(1)に同じ。

方法 持参または郵送(締切日必着)

郵送は、書留郵便に限り、到着については必ず上記(1)へ電話で確認すること。

7 その他

- (1)手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)契約保証金 免除
- (3)契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有 (改築工事の工事監理業務委託) (但し、予算配当を条件とする。 契約の履行状況等により、随意契約を締結しない

場合がある。)

- (5)関連情報を入手するための照会窓口 上記6(1)に同じ。
- (6)提案書の提出後に上記2の参加資格に該当しないこととなった者は、提案審査及び 契約交渉の対象としないものとする。
- (7)区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出したものの商号・名称並びに 提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (8)詳細は「提案要求説明書」による。